

構造改革特別区域において講じられた規制の特例措置の評価時期について

平成23年6月23日
構造改革特別区域推進本部長

構造改革特別区域法（平成14年法律第189号）に基づく規制の特例措置については、特例措置の実施状況等に照らし全国展開の是非等の評価を行っているところであり、当該評価の実施時期については、構造改革特別区域推進本部評価・調査委員会（以下、「評価・調査委員会」という。）において取りまとめられた意見を踏まえ、構造改革特別区域推進本部長が評価の実施時期を決定しているところである。

この度、構造改革特別区域計画の認定が初めて行われた規制の特例措置および既に評価時期が決定していた規制の特例措置のうち事業の実施時期に変更が生じたものについて、評価・調査委員会において意見が取りまとめられたところである。

評価・調査委員会の意見を踏まえ、当該規制の特例措置の評価時期について、以下のとおり決定する。

○初めて評価時期を決定するもの

番号	特例事業名	評価時期
105・ 1222	搭乗型移動支援ロボットの公道実証実験事業	平成24年度
936	保育所における看護師配置補助要件の緩和事業	平成24年度
1224	45フィートコンテナの輸送円滑化事業	平成25年度

○改めて評価時期を決定するもの

番号	特例事業名	評価時期
834 (835)	地方公共団体の長による学校等施設の管理及び整備に関する事務の実施事業の一部（社会教育施設に関する事項）	平成24年度
1205 (1214、 1221)	重量物輸送効率化事業の一部（車両の長さおよび最小回転半径に関する事項）	平成24年度